

京都市告示第 6 4 1 号

土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 4 年 7 月 1 2 日付け京都市告示第 1 6 1 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域（平成 2 5 年 1 月 1 7 日付け京都市告示第 4 1 1 号により一部の指定を解除した区域を除く。）について、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定を解除する区域

京都市右京区山ノ内山ノ下町 6 番， 6 番 2， 2 4 番， 2 4 番 2 及び 2 7 番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)